

札幌市簡易専用水道指導要領（平成7年3月31日衛生局長決裁）（新旧対照表）

現 行	改正案	備考
<p>第1条～第7条（省略）</p> <p>（使用開始の届出）</p> <p>第8条 設置者は、簡易専用水道の使用を開始したときは、その日から30日以内に、次の各号に定める事項を、簡易専用水道使用開始届（様式1）により、保健所長に届け出るよう努めるものとする。</p> <p>(1) 設置者の住所、氏名、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>(2) 施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 維持管理者の氏名、所属、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>(4) 簡易専用水道の概要</p> <p>(5) しゅん工年月日</p> <p>(6) 使用開始年月日</p> <p>(7) 給水開始前の水質検査結果書（写）</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第12条 保健所長は、法第39条第3項の規定により、<u>必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から給水設備の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして給水設備を設置する施設若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、当該給水設備、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。また、前</u></p>	<p>第1条～第7条（現行のとおり）</p> <p>（使用開始の届出）</p> <p>第8条 設置者は、簡易専用水道の使用を開始したときは、その日から30日以内に、次の各号に定める事項を、簡易専用水道使用開始届（様式1）により、保健所長に届け出るよう努めるものとする。</p> <p>(1) 設置者の住所、氏名、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>(2) 施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 維持管理者の氏名、所属、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>(4) 簡易専用水道の概要及び図面等</p> <p>(5) しゅん工年月日</p> <p>(6) 使用開始年月日</p> <p>(7) 給水開始前の水質検査結果書（写）</p> <p><u>(8) その他保健所長が必要と認めるもの</u></p> <p>（立入検査等）</p> <p>第12条 保健所長は、法第39条第3項の規定による<u>検査のほか、</u>必要があると認めるときは、<u>当該職員をして</u>給水設備の維持管理者の事務所に立ち入らせ、検査させるものとする。なお、帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。</p>	<p></p> <p>使用開始届に従来より添付を求めていた「図面等」を明記</p> <p>新規追加</p> <p>立入検査の規定が法第39条の2と重複するため、該当部分を削除</p>

現 行	改正案	備考
<p data-bbox="143 172 913 400"><u>段の立入検査において、必要があると認めるときは、給水設備の維持管理者の事務所に立ち入らせ、検査させるものとする。なお、帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。</u></p> <p data-bbox="129 509 226 544"><u>(新規)</u></p> <p data-bbox="129 608 349 643">(改善等の措置)</p> <p data-bbox="109 655 913 834">第13条 <u>前条の立入検査等の結果の通知は、簡易専用水道立入検査結果書（様式5）によるものとし、改善等の報告は、簡易専用水道改善報告書（様式6）によるものとする。</u></p> <p data-bbox="116 1090 913 1220">2 保健所長は、法第36条第3項に規定する改善命令を行うときは、簡易専用水道改善命令書（様式7）によるものとする。</p> <p data-bbox="109 1281 539 1316">第14条～第16条 （省略）</p>	<p data-bbox="958 464 1178 499">(改善等の措置)</p> <p data-bbox="943 512 1742 643">第13条 <u>前条の立入検査等は、法第34条の2並びに第4条の給水設備構造基準、第5条の給水設備維持管理基準及び第6条に基づき行うものとする。</u></p> <p data-bbox="943 655 1742 882">2 <u>保健所長は、前条の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、簡易専用水道設置者に対し、簡易専用水道立入検査結果書（様式5）又はこれに準じた様式を交付することにより指導を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="943 895 1742 1074">3 <u>簡易専用水道設置者は、前項の簡易専用水道立入検査結果書の交付を受けて改善を求められたときは、保健所長が指定する期限までに簡易専用水道改善報告書（様式6）を保健所長に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="943 1086 1742 1217">4 保健所長は、法第36条第3項に規定する改善命令を行うときは、簡易専用水道改善命令書（様式7）によるものとする。</p> <p data-bbox="943 1281 1498 1316">第14条～第16条 （現行のとおり）</p>	<p data-bbox="1771 512 2145 588">立入検査時の指導事項の根拠を示す</p> <p data-bbox="1771 655 2145 786">立入検査後の結果通知を、特定建築物と同様、必要に応じてできる よう改正</p> <p data-bbox="1771 895 2063 930">改善報告書の提出者を明記</p> <p data-bbox="1771 1090 1868 1125">条項ずれ</p>

現 行	改正案	備考
<p>別表1 給水設備構造基準</p> <p>1 貯水槽の設置場所</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。</p> <p>(4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>オ 排水用ポンプを設けること。</p> <p>2、3 (省略)</p> <p>別表2 給水設備維持管理基準</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 附表1に掲げる項目の検査を、<u>1年以内ごとに1回</u>、定期に行うこと。ただし、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行っている場合は、前段の検査のほか、附表2に掲げる項目の検査を、毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p>	<p>別表1 給水設備構造基準 (現行のとおり)</p> <p>1 貯水槽の設置場所</p> <p>(1)、(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。<u>設ける場合には、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (現行のとおり)</p> <p>オ 排水用ポンプ<u>及び警報装置</u>を設けること。</p> <p>2、3 (現行のとおり)</p> <p>別表2 給水設備維持管理基準</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 附表1に掲げる項目の検査を、<u>毎年1回以上</u>定期に行うこと。ただし、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行っている場合は、前段の検査のほか、附表2に掲げる項目の検査を、毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。</p>	<p>代替措置について規定（給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説（平成26年4月1日環境衛生課長決裁）より引用）</p> <p>水没防止のため措置について規定（給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説（平成26年4月1日環境衛生課長決裁）より引用）</p> <p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴う簡易専用水道の貯水槽清掃の頻度を準用）</p>

現 行	改正案	備考																								
<p>(3)～(8) (省略)</p> <p>2 貯水槽の管理 (1)～(4) (省略) <u>(5) 貯水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。</u> (6) (省略)</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 その他の設備の管理 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>7 (省略)</p> <p>附表1～附表3 (省略)</p> <p>附表4</p> <table border="1" data-bbox="114 1129 907 1423"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.003 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.0005 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.01 mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項 目	基 準	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<p>(3)～(8) (現行のとおり)</p> <p>2 貯水槽の管理 (1)～(4) (現行のとおり) <u>(削除)</u> <u>(5) (現行のとおり)</u></p> <p>3～5 (現行のとおり)</p> <p>6 その他の設備の管理 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。 <u>また、警報装置の点検についても定期に行うこと。</u></p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>附表1～附表3 (現行のとおり)</p> <p>附表4</p> <table border="1" data-bbox="943 1129 1736 1423"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.003 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.0005 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>0.01 mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>	番号	項 目	基 準	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<p>水道法第55条第1号に同様の規定があるため削除 条項ずれ</p> <p>給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説（平成26年4月1日環境衛生課長決裁）より引用</p>
番号	項 目	基 準																								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下																								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下																								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下																								
番号	項 目	基 準																								
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下																								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下																								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下																								

現 行			改正案			備考
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）の改正に伴う変更
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	
8	六価クロム化合物	<u>0.05</u> mg/L 以下	8	六価クロム化合物	<u>0.02</u> mg/L 以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算	45	フェノール類	フェノールの量に換算	

現 行		改正案		備考
	して 0.005 mg/L 以下		して 0.005 mg/L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。		備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。		
別表 3 事前協議事務処理基準		別表 3 事前協議事務処理基準		
第 7 条関係（事前協議）		第 7 条関係（事前協議）		
1～2 （省略）		1～2 （現行のとおり）		
3 前項の審査の結果について、設置者に対し簡易専用水道設置計画事前協議結果書（ <u>別紙 2 - 1</u> 、 <u>別紙 2 - 2</u> ）により交付するものとする。		3 前項の審査の結果について、設置者に対し簡易専用水道設置計画事前協議結果書（ <u>別紙 2</u> ）により交付するものとする。		結果によって使い分けていた結果書の様式を統一
4 （省略）		4 （現行のとおり）		

現 行	改正案	備考
<p>別紙1 簡易専用水道設置計画事前協議書</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>簡易専用水道設置者 氏 名 (又は代理人)</p> <p>電 話 担当者</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕</p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第7条の規定に基づき、当該給水設備に係る設置計画について下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称</p> <p>2 施設の所在地</p> <p>3 簡易専用水道の概要 別添のとおり</p> <p>4 簡易専用水道の審査項目表及び図面等 別添のとおり</p> <p>5 工事予定期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>6 簡易専用水道設置者 住 所 氏 名</p> <p>7 簡易専用水道設計者 住 所 氏 名 電 話 F A X 担当者</p> <p>(簡易専用水道の概要) (省略)</p>	<p>別紙1 簡易専用水道設置計画事前協議書</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>簡易専用水道設置者 氏 名 (又は代理人)</p> <p>電 話 担当者</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕</p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第7条の規定に基づき、当該給水設備に係る設置計画について下記のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称</p> <p>2 施設の所在地</p> <p>3 簡易専用水道の概要 別添のとおり</p> <p>4 簡易専用水道の審査項目表及び図面等 別添のとおり</p> <p>5 工事予定期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>6 簡易専用水道設置者 住 所 氏 名</p> <p>7 簡易専用水道設計者 住 所 氏 名 電 話 F A X 担当者</p> <p>(簡易専用水道の概要) (現行のとおり)</p>	

現 行							改 正 案							備 考
(簡易専用水道審査項目)							(簡易専用水道審査項目)							
簡 易 専 用 水 道 審 査 項 目							簡 易 専 用 水 道 審 査 項 目							
1 貯水槽の設置場所 (太枠内のみ記入)							1 貯水槽の設置場所 (太枠内のみ記入)							
番号	項 目	基 準	設 計 値 等		参照図面番号等	判定	番号	項 目	基 準	設 計 値 等		参照図面番号等	判定	
			受水槽	高置水槽						受水槽	高置水槽			
(1)	設 置 場 所	建築物内で維持管理の容易な場所	地上(階) 地下(階)	地上(階)			(1)	設 置 場 所	建築物内で維持管理の容易な場所	地上(階) 地下(階)	地上(階)			
(2)	点 検 空 間	上部 1,000 mm 以上 下部 600 mm 以上 周囲 600 mm 以上	上部(mm) 下部(mm) 周囲(mm)	上部(mm) 下部(mm) 周囲(mm)			(2)	点 検 空 間	上部 1,000 mm 以上 下部 600 mm 以上 周囲 600 mm 以上	上部(mm) 下部(mm) 周囲(mm)	上部(mm) 下部(mm) 周囲(mm)			
(3)	飲料水が汚染されるおそれのある上部配管・機器等	な い こ と	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (備註:)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (備註:)			(3)	飲料水が汚染されるおそれのある上部配管・機器等	な い こ と 又 は 必要な措置を講ずること	上部配管・機器等 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (備註:)	上部配管・機器等 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 (備註:)			
(4)	地下ピット内に設ける場合	昇降の際の安全措置	安全に昇降できる措置を講ずること(階段、手掛かり、フタの背もたれ等)	措 置 ()			(4)	地下ピット内に設ける場合	昇降の際の安全措置	安全に昇降できる措置を講ずること(階段、手掛かり、フタの背もたれ等)	措 置 ()			
		点検口の位置	安全かつ容易に出入りできる位置に設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無					点検口の位置	安全かつ容易に出入りできる位置に設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
		貯水槽の位置	点検口の直下に貯水槽を設けないこと	直下に <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有					貯水槽の位置	点検口の直下に貯水槽を設けないこと	直下に <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			
		汚染のおそれのある配管の貫通	な い こ と	汚染のおそれのある配管 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有					汚染のおそれのある配管の貫通	な い こ と	汚染のおそれのある配管 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			
		排水槽等の隣接	隣接させないこと(やむを得ず隣接させる場合、離間距離を5m以上とすること)	隣接排水槽等 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 離間距離(m)					排水槽等の隣接	隣接させないこと(やむを得ず隣接させる場合、離間距離を5m以上とすること)	隣接排水槽等 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 離間距離(m)			
		排水用ポンプ	設 け る こ と	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無					排水用ポンプ・ 質量基準	設 け る こ と	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
(5)	換 気 設 備	十分なものであること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			(5)	換 気 設 備	十分なものであること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
(6)	照 明 設 備	十分なものであること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			(6)	照 明 設 備	十分なものであること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
(6)	床 面 の 排 水	排水に支障のない構造とすること	支 障 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	支 障 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			(6)	床 面 の 排 水	排水に支障のない構造とすること	支 障 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	支 障 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			
2 貯水槽の構造 (太枠内のみ記入)							2 貯水槽の構造 (太枠内のみ記入)							
番号	項 目	基 準	設 計 値 等		参照図面番号等	判定	番号	項 目	基 準	設 計 値 等		参照図面番号等	判定	
			受水槽	高置水槽						受水槽	高置水槽			
(1)	1 日 使 用 水 量	根拠が示されていること	(m³)				(1)	1 日 使 用 水 量	根拠が示されていること	(m³)				
	有 効 容 量 (容量算定計算書添付)	過大でないこと(1日使用水量に対して4/10~6/10【受水槽】、1/10程度【高置水槽】)	(m³) (/10)	(m³) (/10)				有 効 容 量 (容量算定計算書添付)	過大でないこと(1日使用水量に対して4/10~6/10【受水槽】、1/10程度【高置水槽】)	(m³) (/10)	(m³) (/10)			
(2)	消火用水槽との兼用	兼用しないこと	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			(2)	消火用水槽との兼用	兼用しないこと	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			
(3)	槽 数	2槽式とすること	(槽式)	(槽式)			(3)	槽 数	2槽式とすること	(槽式)	(槽式)			
(4)	槽内部の給水管以外の配管	な い こ と	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			(4)	槽内部の給水管以外の配管	な い こ と	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有			
(5)	高水位と天井との間の点検空間	十分な点検空間を確保	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			(5)	高水位と天井との間の点検空間	十分な点検空間を確保	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
(6)	流出口の槽底からの距離	沈積物を吸引しない距離(150mm程度)	(mm)	(mm)			(6)	流出口の槽底からの距離	沈積物を吸引しない距離(150mm程度)	(mm)	(mm)			
(7)	流入部と流出部の位置関係	停滞水を生じないものとする	<input type="checkbox"/> 対称・ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 対称・ <input type="checkbox"/> その他 ()			(7)	流入部と流出部の位置関係	停滞水を生じないものとする	<input type="checkbox"/> 対称・ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 対称・ <input type="checkbox"/> その他 ()			
(8)	貯水槽の材質	防錆措置を講じたもの	(製)	(製)			(8)	貯水槽の材質	防錆措置を講じたもの	(製)	(製)			
													代替措置について規定(給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説(平成26年4月1日環境衛生課長決裁)より引用)	
													水没防止のため措置について規定(給水設備構造基準、給水設備維持管理基準解説(平成26年4月1日環境衛生課長決裁)より引用)	

現 行						改正案						備考	
9)	マンホールの直径	600mm以上	(mm)	(mm)		適・否	マンホールの直径	600mm以上	(mm)	(mm)		適・否	防虫網の仕様を変更 (根拠としている参考文献の記載 が変更されたことに伴う) 防虫網の仕様を変更 (根拠としている参考文献の記載 が変更されたことに伴う)
	マンホールの立ち上げ	100mm程度	(mm)	(mm)		適・否	マンホールの立ち上げ	100mm程度	(mm)	(mm)		適・否	
	マンホールの防水措置	防水密閉型とすること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	マンホールの防水措置	防水密閉型とすること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	
	マンホールの施錠	施錠できる構造とすること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	マンホールの施錠	施錠できる構造とすること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	
	マンホールの設置場所	ボールタップ等の近傍に設けること	近傍に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	近傍に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	マンホールの設置場所	ボールタップ等の近傍に設けること	近傍に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	近傍に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	
	1槽当たりのマンホール数	必要に応じて複数設けること	(個)	(個)		適・否	1槽当たりのマンホール数	必要に応じて複数設けること	(個)	(個)		適・否	
10)	通気管の高さ	汚水等が流入しない高さ(200mm程度、通気笠を設ける場合は100mm程度)	(mm)	(mm)		適・否	通気管の高さ	汚水等が流入しない高さ(200mm程度、通気笠を設ける場合は100mm程度)	(mm)	(mm)		適・否	
	通気管の口径及び	流出管の口径の2分の1以上とすること(有効断面積を確保)	(mm)×(mm)流出管口径	(mm)×(mm)流出管口径		適・否	通気管の口径及び	流出管の口径の2分の1以上とすること(有効断面積を確保)	(mm)×(mm)流出管口径	(mm)×(mm)流出管口径		適・否	
	通気管開口部の防虫	網目は1.2メッシュ(約2mm)を標準	(メッシュ)	(メッシュ)		適・否	通気管開口部の防虫	網目は2.0メッシュ(約1.3mm)を標準	(メッシュ)	(メッシュ)		適・否	
11)	オーバーフロー管末端の排水口空間	150mm以上	(mm)	(mm)		適・否	オーバーフロー管末端の排水口空間	150mm以上	(mm)	(mm)		適・否	
	オーバーフロー管と吐水口との垂直距離(吐水口空間)	吐水口の呼び径に応じた距離	主吐水口側呼び径(mm)空間(mm)	主吐水口側呼び径(mm)空間(mm)		適・否	オーバーフロー管と吐水口との垂直距離(吐水口空間)	吐水口の呼び径に応じた距離	主吐水口側呼び径(mm)空間(mm)	主吐水口側呼び径(mm)空間(mm)		適・否	
	オーバーフロー管開口部の防虫	網目は1.2メッシュ(約2mm)を標準	(メッシュ)	(メッシュ)		適・否	オーバーフロー管開口部の防虫	網目は2.0メッシュ(約1.3mm)を標準	(メッシュ)	(メッシュ)		適・否	
	オーバーフロー管の口径	流入管の口径の1.4倍以上とすること	管口径(mm)流入管(mm)	管口径(mm)流入管(mm)		適・否	オーバーフロー管の口径	流入管の口径の1.4倍以上とすること	管口径(mm)流入管(mm)	管口径(mm)流入管(mm)		適・否	
	水抜管末端の排水口空間	排水口空間を確保すること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	水抜管末端の排水口空間	排水口空間を確保すること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	
12)	水抜管の取付位置	槽底の最低部とすること	最低部に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	最低部に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	水抜管の取付位置	槽底の最低部とすること	最低部に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	最低部に <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	
	水抜管の排水用ホッパーの口径	床面に水が飛び散らない十分な大きさであること	(mm)	(mm)		適・否	水抜管の排水用ホッパーの口径	床面に水が飛び散らない十分な大きさであること	(mm)	(mm)		適・否	
	非常用給水栓	設けることが望ましい	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	非常用給水栓	設けることが望ましい	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	
	3 給水管 (太枠内のみ記入)						3 給水管 (太枠内のみ記入)						
番号	項目	基準	設計値等	参照図面番号等	判定	番号	項目	基準	設計値等	参照図面番号等	判定		
(1)	保守点検空間	設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	(1)	保守点検空間	設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否		
(2)	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		適・否	(2)	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		適・否		
(3)	給水管及び継手	水質に影響を与えないものを使用すること	管種() 継手()		適・否	(3)	給水管及び継手	水質に影響を与えないものを使用すること	管種() 継手()		適・否		
(4)	直結給水栓(水道水使用の場合)	設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	(4)	直結給水栓(水道水使用の場合)	設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否		
(5)	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 色分け <input type="checkbox"/> 文字表示 <input type="checkbox"/> 色バンド分け <input type="checkbox"/> その他()		適・否	(5)	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 色分け <input type="checkbox"/> 文字表示 <input type="checkbox"/> 色バンド分け <input type="checkbox"/> その他()		適・否		
(6)	他の配管との接続の有無(クロスコネクション)	接続しないこと	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		適・否	(6)	他の配管との接続の有無(クロスコネクション)	接続しないこと	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		適・否		
(7)	逆流防止措置	給水管末端に吐水口空間を確保すること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否	(7)	逆流防止措置	給水管末端に吐水口空間を確保すること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		適・否		

現 行	改正案	備考
<p>添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）</p> <p>1 図面</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 給水設備系統図（附帯する排水設備を含む。）</p> <p>(3) 給水設備主要機器表</p> <p>(4) 貯水槽（受水槽及び高置水槽）の設置場所がわかる図面</p> <p>(5) 貯水槽室平面・断面詳細図</p> <p>(6) 貯水槽本体平面・断面詳細図</p> <p>(7) 貯水槽室上階の給排水平面図</p> <p>2 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）</p> <p>3 その他保健所長が必要と認める書類</p>	<p>添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）</p> <p>1 図面</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 給水設備系統図（附帯する排水設備を含む。）</p> <p>(3) 給水設備主要機器表</p> <p>(4) 貯水槽（受水槽及び高置水槽）の設置場所がわかる図面</p> <p>(5) 貯水槽室平面・断面詳細図</p> <p>(6) 貯水槽本体平面・断面詳細図</p> <p>(7) 貯水槽室上階の給排水平面図</p> <p>2 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）</p> <p>3 その他保健所長が必要と認める書類</p>	

現 行	改正案	備考
<p><u>別紙2-1</u> 簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p>別紙2-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健所長 印</p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第7条の規定に基づき提出のあった簡易専用水道設置計画の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[施設の名称及び所在地] (名 称) (所在地) 札幌市 区</p> <p>[協議結果] <u>札幌市簡易専用水道指導要領第4条に規定する給水設備構造基準に適合して います。</u></p> </div>	<p><u>別紙2</u> 簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p>別紙2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健所長 印</p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第7条の規定に基づき提出のあった簡易専用水道設置計画の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[施設の名称及び所在地] (名 称) (所在地) 札幌市 区</p> <p>[協議結果] <u>(削除)</u></p> </div>	<p>別紙2-1、別紙2-2の統合</p>

現 行	改正案	備考
<p>別紙 2 - 2 簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p>別紙 2 - 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">札幌市保健所長 印</p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第 7 条の規定に基づき提出のあった簡易専用水道設置計画の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[施設の名称及び所在地] (名 称) (所在地) 札幌市 区</p> <p>[協議結果] 札幌市簡易専用水道指導要領第 4 条に規定する給水設備構造基準に適合しないので、設計変更等を行い、再度、協議書の提出を願います。</p> <p>[不適合箇所及び理由]</p> </div>	<p>別紙 2 - 2 <u>(削除)</u></p>	<p>別紙 2 - 1、別紙 2 - 2 の統合に伴い廃止</p>

現 行	改正案	備考
<p>様式 1 ～ 3 (省略)</p> <p>様式 4 簡易専用水道受検指導書</p> <p>様式 4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡 易 専 用 水 道 受 検 指 導 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>簡易専用水道設置者 各位</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健所長 印</p> <p>下記の簡易専用水道は、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による 1年以内ごとに1回の検査を受検していないので、早急に受検するよう通知します。</p> <p>なお、本通知の受理前に受検申込みをされている場合は、ご容赦ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称及び所在地 (名 称) (所在地) 札幌市 区</p> <p>2 厚生労働大臣登録機関の名称及び所在地等 (名 称) (所在地)</p> <p>【根拠法令】水道法第34条の2第2項 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p> <p>※ 問い合わせ先 札幌市保健所 課 電話 011- -</p> </div>	<p>様式 1 ～ 3 (現行のとおり)</p> <p>様式 4 簡易専用水道受検指導書</p> <p>様式 4</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡 易 専 用 水 道 受 検 指 導 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>簡易専用水道設置者 各位</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健所長 印</p> <p>下記の簡易専用水道は、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による 毎年1回以上定期に行う検査を受検していないので、早急に受検するよう通知します。</p> <p>なお、本通知の受理前に受検申込みをされている場合は、ご容赦ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設の名称及び所在地 (名 称) (所在地) 札幌市 区</p> <p>2 厚生労働大臣登録機関の名称及び所在地等 (名 称) (所在地)</p> <p>【根拠法令】水道法第34条の2第2項 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p> <p>※ 問い合わせ先 札幌市保健所 課 電話 011- -</p> </div>	<p>検査の頻度の変更（水道法改正に伴うもの）</p>

現 行

様式5 簡易専用水道立入検査結果書

様式5

簡易専用水道立入検査結果書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
札幌市保健所長		印	
水道法第39条第3項及び札幌市簡易専用水道指導要領第12条の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。			
なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、簡易専用水道改善報告書により報告願います。			
記			
建築物	名 称		
	所 在 地		
	主 要 用 途		
検査年月日		年 月 日 ()	
検査者		札幌市保健所 課 技術職員	
設置者側立会人			
検査結果	水道法上の管理基準	(施行規則第55条)	
		(施行規則第56条)	
	給水設備構造基準	(要領第4条)	
	給水設備維持管理基準	(要領第5条)	
	維持管理者の選任等 (要領第6条)		
改善を要する事項			
改善報告期限	年 月 日 () まで		
※ 報告期限までに改善できない場合は、改善計画を報告してください。			

改正案

様式5 簡易専用水道立入検査結果書

様式5

簡易専用水道立入検査結果書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
札幌市保健所長		印	
水道法第39条第3項及び札幌市簡易専用水道指導要領第12条の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。			
なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、簡易専用水道改善報告書により報告願います。			
記			
建築物	名 称		
	所 在 地		
	主 要 用 途		
検査年月日		年 月 日 ()	
検査者		札幌市保健所 課 技術職員	
設置者側立会人			
検査結果	水道法上の管理基準	(施行規則第55条)	
		(施行規則第56条)	
	給水設備構造基準	(要領第4条)	
	給水設備維持管理基準	(要領第5条)	
	維持管理者の選任等 (要領第6条)		
指導事項			
改善報告期限	年 月 日 () まで		
※ 報告期限までに改善できない場合は、改善計画を報告してください。			

備考

字句整理

現行

様式6 簡易専用水道改善報告書

様式6

簡易専用水道改善報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所
氏 名 ⑥
電 話
F A X
(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により通知を受けた事項については、
下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

簡易専用水道	名 称	
	所 在 地	札幌市 区
<u>改善</u> 指 導 事 項	改 善 措 置 等 の 内 容	

様式7、8 (省略)

改正案

様式6 簡易専用水道改善報告書

様式6

簡易専用水道改善報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所
氏 名 ⑥
電 話
F A X
(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号により通知を受けた事項については、
下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

簡易専用水道	名 称	
	所 在 地	札幌市 区
指 導 事 項	改 善 措 置 等 の 内 容	

様式7、8 (現行のとおり)

備考

字句整理